平成２７年（フ）第３７１号
仙台市若林区伊在字東通47番地の４　ファーストアイリ503、従前の住所仙台市太白区泉崎１丁目24番３号　コーポローレル101
破産者　佐藤　敬一
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５７０号
大阪府和泉市緑ケ丘２丁目25番28号　緑ヶ丘ハイツ201、開始決定時の住所大阪府和泉市緑ケ丘２丁目25番28号　田丸ハイツ201
破産者　加藤　利美
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５９２号
広島市安佐南区上安７丁目11番１－６－202号　A
破産者　山下　紀久
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２号
新潟市東区向陽３丁目11番地10、開始決定時の住所新潟市西区真砂１丁目13番29号　グランフォルム真砂A207
破産者　五十嵐康俊
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０号
福井県越前市幸町５番６号
破産者　清水金物店こと　清水　秀雄
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
長野県松本市大字島内3562番地12
破産者　朝倉　明美
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２０号
徳島県阿南市住吉町中筋140番地１
破産者　笹川ミドリ
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第２１号
徳島県阿南市那賀川町中島1217番地３　メゾンドアイム205号室、住民票上の住所徳島県阿南市住吉町中筋140番地１
破産者　笹川　　智
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第１５３号
北九州市小倉南区重住１丁目４番28号
破産者　日垣　　優
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６０８号
川崎市高津区上作延650　上作延第２　３号棟　323号室、住民票上の住所川崎市高津区上作延597番地１　クレッセント溝の口グリーンマークス　403
破産者　遠藤和賀子
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
富山市婦中町友坂651番地、開始決定時の住所富山市文京町１丁目１番地７
破産者　藤井　昭義
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６７５号
名古屋市中川区前田西町２丁目201番地　県営西前田住宅３棟105号
破産者　水野タバコ店こと　水野　裕司
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２１０号
愛知県大府市東新町２丁目127番地の２　グローリアス共和第２マンション501号室
破産者　堀江美咲子
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５４号
北海道上川郡比布町北４線12号
破産者　宮崎　正春
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０８号
青森市大字羽白字沢田193番地24
破産者　小山内　剛
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０８号
茨城県水戸市柳町１丁目３番22号
破産者　栗原　　豊
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所